

宮城県農業大学校学校評議委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき宮城県農業大学校（以下「農大」という。）が行う学校評議委員会（学校評議委員）について、必要な事項を定める。

（役割）

第2条 学校評議委員は、農大校長の求めに応じ、学校運営に関する事項についての意見や助言を述べるものとする。

（委嘱等）

第3条 学校評議委員の数は、6人以内とする。

2 学校評議委員は教育関係者、農業関係者、卒業生・学生の父兄などから農大校長が委嘱する。

3 評議委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

5 委員長は評議委員会を掌理し、副委員長は委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第4条 学校評議委員の任期は、原則として1年とし、再任を妨げないものとする。

2 学校評議委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（秘密の保持）

第5条 学校評議委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。学校評議委員を退いた後も同様とする。

（会議）

第6条 農大校長は必要に応じて、学校評議委員による会議を招集し、これを主宰する。

（報償等）

第7条 学校評議委員に対する報償費等は、予算の範囲内において別に定める。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、学校評議委員会に関する必要な事項は、農大校長が定める。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。